

損害保険契約締結後における保障内容の拡充

規則第 212 条の 2 第 3 項第 1 号によれば、既契約の更改に係る保険契約の締結の代理又は媒介は、原則として融資先販売規制の対象から除かれているが、当該更改のうち、目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づかない給付の内容の拡充や、保険期間の延長を含むものは、融資先販売規制の対象となっている。損害保険契約締結後における次のような取扱いは、融資先販売規制の対象とならないと解して差し支えないか。

- (1) 変動する数値を保険料算出基礎とした暫定保険料で締結した保険契約について、当該数値の確定後に確定保険料との差額を徴収した
- (2) 同一敷地内の全物件を対象として締結した火災保険の特殊包括契約について、実際に追加された物件は自動保障となったが、不足となった保険料を精算して領収した
- (3) 保険期間中の輸送全物品を対象として締結した貨物海上保険の包括予定保険契約について、輸送予定の物品に関する見積りを作成して提示し、保険料を領収した

本規制の趣旨は、銀行等が、融資先に対しその影響力を背景として保険契約の更改の形で実質的に新たな保険募集を行うことを制限するものであり、保険契約者の利便の観点も踏まえれば、専ら保険契約者側の事情により保障内容の拡充が必要な場合には、銀行等により更改を認めることが適当であると考えられています（規則第 211 条の 2（現第 212 条の 2）第 3 項第 1 号に関する平成 17 年 7 月 7 日付けパブリック・コメント結果）。

本事案の(1)から(3)までのような取扱いは、本号の「更改」に直接には該当しないものですが、実質的に新たな保険募集を行う場合に該当しない限り、専ら保険契約者側の事情により保障内容の拡充が必要な場合として、原則として本規制の対象外と解されます。